二　法附則第十二条の二の五第四項から第六項までの規定の適用を受けようとする場合　次に掲げる事項
イ　法附則第十二条の二の五第四項から第六項までの規定の適用を受けようとする旨
ロ　自動車の取得価額
ハ　乗車定員
三　法附則第十二条の二の五第七項の規定の適用を受けようとする場合　次に掲げる事項
イ　法附則第十二条の二の五第七項の規定の適用を受けようとする旨
ロ　自動車の取得価額
ハ　自動車の車両総重量

11　前項第一号ハからヘまで（法附則第十二条の二の五第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする自動車がエネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第二十一条第一号の乗用自動車である場合にあつては、前項第一号ハからホまで）、前項第二号ハ又は同項第三号ハに掲げる事項は、当該自動車に係る法第百二十二条第一項若しくは第百二十三条第一項の規定により提出された申告書又は同条第二項の規定により提出された修正申告書に既にこれらの事項が記載されていた場合に限り、前項の規定にかかわらず、記載を省略することができる。

附則第四条の七第一項及び第二項を削り、同条第三項を同条第一項とし、同条第四項を削り、同条第五項中「第四号」を「第二号」に改め、同項を同条第二項とし、同条中第六項を第三項とし、第七項から第十三項までを三項ずつ繰り上げ、第十四項を削り、第十五項を第十一項とし、第十六項を第十二項とし、第十七項を第十三項とする。

附則第五条の見出しを「（法附則第十二条の三第一項の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車等）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「次項」を「以下この条」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「又は」を「及び」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条に次の二項を加える。

4　法附則第十二条の三第一項に規定する総務省令で定める動力源は、電気及び蓄圧器に蓄えられた圧力とする。

5　法附則第十二条の三第一項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資する自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車がハイブリッド自動車であることが記載されている自動車とする。

附則第五条の二第一項中「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（以下この条において「適用関係告示」という。）第二十八条第百二項の基準若しくは道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下この条において「細目告示」という。）第四十一条第一項第三号の基準（粒子状物質に係る部分を除く。）又は道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（以下この条において「適用関係告示」という。）第二十八条第百二項の基準若しくは同条第百八項の基準」に改め、同条第二項中「同号の表」を「同表」に改め、同条第五項及び第六項を削り、同条第七項を同条第五項とし、同条第八項を同条第六項とし、同条第九項中「同号の表」を「同表」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十項第一号中「第三条第六号」の下に「から第八号まで」を加え、「（当該」を「及び当該」に改め、「内燃機関の燃料として、揮発油又は液化石油ガスを用いるものである場合には」、「、軽油を用いるものである場合には平成十七年度燃費基準二十五パーセント向上達成車であること及び「、それぞれ」を削り、「自動車に限る。）」を「こと」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の二項を加える。

9　法附則第十二条の三第四項第二号に規定する平成二十一年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一　車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この条において同じ。）が三・五トン以下の自動車　細目告示第四十一条第一項第十一号の基準又は適用関係告示第二十八条第百三十三項の基準

二　車両総重量が三・五トンを超える自動車　細目告示第四十一条第一項第九号の基準

10　法附則第十二条の三第四項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス自動車で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する自動車とする。

一　車両総重量が三・五トン以下の自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第十一号の表のイに掲げる自動車については同表のイに掲げる値、同表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値のそれぞれ十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二　車両総重量が三・五トンを超える自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第九号に定める値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

附則第五条の二第十一項及び第十二項を削り、同条第十三項中「附則第十二条の三第四項第三号」を「附則第十二条の三第四項第四号」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　実施要領第四条に規定する平成二十七年度燃費基準達成・向上達成レベル（次項において「平成二十七年度燃費基準達成レベル」という。）が百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車又は平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

附則第五条の二第十三項第二号中「第九項第一号」を「第七項第一号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十四項第一号を次のように改める。

一　平成二十七年度燃費基準達成レベルが百以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車又は平成二十七年度燃費基準達成車であることが記載されていること。

附則第五条の二第十四項第二号中「第九項第一号」を「第七項第一号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条に次の三項を加える。

13　法附則第十二条の三第六項に規定する平成二十七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法（次項において「エネルギー消費効率算定告示」という。）第一条第二号に掲げる方法とする。

14　法附則第十二条の三第六項に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第一条第一号に掲げる方法とする。

15　法附則第十二条の三第六項において準用する同条第四項（第四号に係る部分に限る。）又は第五項の規定の適用がある場合における第十一項第一号及び第十二項第一号の規定の適用については、第十一項第一号中「第四条に規定する平成二十七年度燃費基準達成・向上達成レベル（次項において「平成二十七年度燃費基準達成レベル」という。）が百十以上であること及び」とあるのは「第三条第七号又は第八号に掲げる基準に適合すること並びに」と、「自動車が平成二十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車又は平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車」とあるのは「自動車の平成二十七年度エネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準五十パーセント向上達成車又は平成二十二年度燃費基準三十八パーセント向上達成車」と、第十二項第一号中「平成二十七年度燃費基準達成レベルが百以上百十未満であること及び」とある